

未利用口座に関する特約規定

1. (本特約規定を適用する規定)

本特約規定は、別に定める次の規定（以下「規定」といいます。）に適用します。

- (1) 普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）
- (2) ブックレス普通預金規定（無利息型ブックレス普通預金を含みます。）
- (3) 総合口座取引規定
- (4) 貯蓄預金規定

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 普通預金口座（無利息型普通預金口座、ブックレス普通預金口座、無利息型ブックレス普通預金口座、総合口座を含みます。）、貯蓄預金口座（以下「対象預金口座」といいます。）のうち、最後にお預入れ、払戻し等による口座残高の異動（以下「お取引」といいます。なお、当該口座にかかる預金利息の元本への組入れ及び本特約規定第3条で定める未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）があった日から2年以上、一度もお取引がない口座を未利用口座として取り扱います。
- (2) 前項の口座のうち、通帳・印章等の喪失等によりご利用を停止している口座も未利用口座として取り扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

対象預金口座が未利用口座に該当する場合は、第5項各号に該当する場合を除き、次により未利用口座管理手数料をいただきます。

- (1) 未利用口座にかかる、届出の氏名・住所に宛てて通知を発信します。なお、この通知が延着し、又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) 前項の通知から3か月間お取引がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引落しできることとし、引落しした当該手数料はご返却いたしません。また、未利用口座管理手数料をいただいた後もお取引がなく、未利用口座に該当する場合は、翌年以降も同様の手続により未利用口座管理手数料をいただきます。
- (4) 前項の引落し時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座管理手数料の一部としていただきます。
- (5) 第2項にかかわらず、次に該当する場合は、未利用口座管理手数料はいただきません。
 - ① 未利用口座の残高が1万円以上の場合
 - ② 未利用口座の名義人が未成年者の場合
 - ③ 未利用口座がマル優の場合
 - ④ 未利用口座の取引店と同一店舗において、ご融資のお取引（カードローンのご契約を含みます。）がある場合
 - ⑤ 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、出資、国債のお取引（いずれも残高がある場合のみとします。）がある場合
 - ⑥ 未利用口座の取引店と同一店舗において、投資信託、後見制度支援預金のお取引がある場合

4. (未利用口座の解約)

- (1) 未利用口座の残高が0円となった場合は、預金者等に通知することなく、当該口座を解約できるものとします。
- (2) 前項による口座解約にかかる預金者等による手続は不要とします。
- (3) 第1項により解約した口座の再利用はできません。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

6. (適用条項)

- (1) 本特約規定に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) 本特約規定の条項と規定の条項が抵触する場合には、本特約規定の条項が優先して適用されるものとします。

以 上
(2022年9月1日現在)